



熊本県公報

号外 第 2 号

平成 27 年 1 月 15 日 (木)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○道路の供用開始…………… (道路保全課) 1

告 示

熊本県告示第 25 号の 2

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 27 年 1 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 27 年 1 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	387 号	菊池市広瀬字花房 665 番 3 地先から 同所 676 番 4 地先まで	112.0	24 条工 事 (仮設 道路の設 置)

2 供用を開始する期日 平成 27 年 1 月 15 日